

越前町議会・令和4年9月定例会一般質問【小松高宏議員】

(令和4年9月8日 午前10時17分 開始)

○1番(小松高宏君) 全国各地で観測史上最高気温を更新するなど、暑い8月も終わり9月に入りましたが、まだまだ残暑が厳しい毎日です。秋になると、水稻農家の1年間の集大成である稲刈りが始まり、米の収穫量や買取り価格が気になるところです。そんな中、8月20日の、JA福井県の生産者に支払う2020年度の米の買取り価格が発表となりました。結果、価格は昨年と比べ少し上昇したものの、以前の価格には程遠いものでした。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。

越前町は豊かな自然に恵まれ、それぞれの地域よっての基幹産業がありますが、本日は、農家の現状及び町の考え方について伺います。

全国的に農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。その原因としては、コロナ禍での外食産業の需要の落ち込み及び国の在庫米での米余りによる米価下落、ウクライナ情勢による原材料の不足よっての肥料の高騰、中山間地域を多く抱える本町においては、鳥獣被害による収穫量の減少など、様々な要因があります。町内で就農する若者と話す機会がありましたので、少しお話しします。

越前町の、特に中山間地域を抱える地区では、圃場条件の悪さや獣害などで、そもそも年金をもらっていない若い世代が、就農や人を雇用することが非常に困難な状況といえます。一方で、町の担い手農家の高齢化が進み、近い将来、後継者不足が深刻化すると予想されます。全国的には農業法人等での年間雇用が進んでおり、これまでの私設雇用的な農業の働き方を見直さなければ、若い人材を確保できない状況にあります。しかし、越前町内においては、そのような法人は少なく、今後の担い手確保に不安があります。

次に、獣害対策についてです。

近年、担い手農家への農地の集積が進んでいる一方で、中山間地域では、不良農地が多いため、担い手農家の負担が増え、農業経営を圧迫するケースが見受けられます。このような状況下でありながら、獣害対策は集落間でまだまだ温度差があり、また、地主や地域住民の協力なしでは成り行かない状況です。このままでは、耕作放棄地や荒廃農地が増え、住環境の悪化を招くおそれがあります。担い手に農地を任せただけではなく、住民が一体となって自分たちの住環境を守るためにも、獣害対策に取り組む必要があると感じます。担い手農家が町の庭を管理していると考えれば、町として、獣害対策の必要性など、住民へのさらなる啓蒙は必要だと感じます、とのことでした。

それを踏まえ1つ目の質問ですが、県内において全ての支援は把握してありませんが、市、町ごとの独自の支援として、令和4年2月に、勝山市が水稻作付面積10アール当たり4,000円、南越前町は水稻からの転作率達成を条件に5,000円を3年間、また、肥料高騰による支援としては、坂井市が水稻10アール当たり2,200円、当町においても水稻10アール当たり2,000円、水稻以外では、肥料代の10%以内で上限を設けながら補助することとなりました。

今後の直接的な支援についてですが、今年度の肥料高騰の対策とは別に、何らかの追加支援が必要だと思います。何かお考えがあるのであればお聞かせください。

次に、もう一点、全国的にもそうなのですが、町内においても耕作放棄地、荒廃農地を多く見かけます。二つの違いを簡単にご説明いたします。耕作放棄地とは、以前耕地であったもので、過去1年以上、作物を栽培せず、今後、通年耕作する予定のない土地を言います。それを放っておくと荒廃農地となり、雑草の繁茂による病害虫の発生や不法投棄の増加、鳥獣などの餌場になるなど、いろいろな影響を及ぼします。耕作放棄地予備軍の農地が多くあるように感じますが、耕作放棄地、荒廃農地の割合が分かれば教えてください。例えば今後、高齢化や米価低迷で、担い手や集落営農組織の経営が立ち行かなくなった場合、近隣の担い手が、優良農地しか受けれないといったことが考えられます。町内には、空き家バンクや空き地バンクなど、貸し借りの仕組みがありますが、県では、平成26年度より、公益社団法人福井農林支援センターにて、農地中間管理事業、農地バンクを実施しておりますが、現在、町として取り組んでいることや今後の施策があればお聞かせください。

最後に、町内には、認定農業者が36団体あります。全国的に見る担い手の平均年齢は67歳です。町内においても同じであり、若返りが求められます。漁業でいえば、県の水産カレッジがあり、7名の若者が町内に移り住み、漁師の若返りを図っております。県内の農業の取組みとしては、若狭町に有限会社かみなか農楽舎があり、集落住民と行政、民間企業が相互に協力、出資して、農業に就きたい若者を支援し、現在、21名の新たな若者に就農、定住をいただいているそうです。

このように、この地域で就農することは定住にもつながると思うのですが、町内においても、このような取組みはできないでしょうか。所見を伺います。

○議長（笠原秀樹君） 町長。

町長（青柳良彦君） 登壇

○町長（青柳良彦君） それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

初めに、本町の農業の現状をご説明申し上げます。

農地面積が1,200ヘクタール、畑210ヘクタール、合わせて1,410ヘクタールで、そのうち7割に当たる1,000ヘクタールが、耕作条件の厳しい中山間地域に存在しております。農家数は、令和2年度農林業センサスでは814戸、そのうち水稻農家は385戸で、10年前の平成22年と比べて456戸、率にいたしまして約54%減少しておりますが、これは国の指導により、担い手農家への農地の集積を進めてきたことが大きな要因であり、現在、36の認定農業者に農地面積の約45%、644ヘクタールを集積してきております。

一方で、農地の集積を進めたことにより、農作業の全てを担い手農家に任せてしまうような事態も発生してきており、高齢化する農家にとりましては、管理がますます困難な状況となっております。また、本町の農業経営は稲作が中心で、米価が経営を左右することは言うまでもない中、米価の安定を目指し、国策として行ってきた転作制度は、一定の成果が得られたとして平成30年度で廃止となりましたが、その後も米価は上がらず、在庫余りが続いていることから、毎年示される米の生産数量の目安は年々減少し、本年度においては61.2%、約4割の水田を主食用米以外の作物に転換しなければならず、農家にとりまして厳しい状況が続いております。加えて、昨年度は、コロナ禍における米の需要の落ち込みによる大幅な米価の下落、また、昨今の世界情勢に起因する肥料の高騰など、農家の経営を一層圧迫する事態となっております。

それでは、1点目の肥料高騰の対策とは別の追加支援についてでございますが、

昨年度の米価の大幅下落に対しましては、収入保険掛金の一部補助、昨今の肥料高騰に対しましては、本年度において、価格高騰分に対する緊急支援を行うなど、農業を取り巻く情勢が著しく変化した場合、それぞれの状況に応じた適切な支援を適期に行っていると考えております。

そのほか、主食用米の価格の安定を図るとともに、麦、そば、大豆やスイートコーン、レタスなど、町の奨励作物への転換を促すため、国の経営所得安定対策事業への上乗せ補助を継続的に行っております。また、生産条件の厳しい中山間地域での営農継続と農村景観の維持を目的とした、中山間地域等直接支払交付金や、地域住民による農地・農業用施設の維持を目的とした多面的機能支払交付金も、取組み面積に応じ、毎年交付しております。

町といたしましては、これらの制度を十分に活用し、営農を継続していただければと思っておりますし、今後も農業を取り巻く情勢は著しく変動するような場合には、状況をいち早く把握し、国並びに県とも連携しながら、その都度適切な支援を講じてまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地、荒廃農地の割合についてでございますが、1年以上作付をせず、かつ、今後も耕作する意思のない耕作放棄地は、統計のありました平成27年の農林業センサスにおきまして152ヘクタール、全農地面積の約10%となっております。そのうち、農地への復旧が容易でない荒廃農地は3.3ヘクタールでございます。耕作放棄地につきましては、転作制度の中で、米の作付は行わず、田面の草刈りのみを行う自己保全管理が転作面積として認められていたことで、経営地の中でも条件の悪い農地を自己保全管理農地とした農家が多くいらっしゃったことにより、152ヘクタールという数値になったものと考えております。このような農地を含め、経営を引き継いだ担い手農家が、その圃場に作物の作付を行うかといえ、転作率は年々増加し、また、圃場条件がよくない状況下では、自己保全管理農地のままとなり、さらに経営規模が大きい担い手農家では、これまで管理していた個人農家以上の管理はできない状況となっております。中でも、谷あいの小さな農地などは全く管理がなされず、数年放置され林地化しているようなところも出てきております。

次に、3つ目の農地バンクのような取組みを行っているか、今後の施策があるかとのご質問でございますが、先に述べました、認定農業者への農地集積面積644ヘクタールのうち423ヘクタールは、議員ご指摘の公益社団法人ふくい農林水産支援センターが行う農地中間管理事業を活用して集積したものでございます。この事業では、農地の出し手並びに受け手に対しまして、面積に応じた協力金が支払われることもあり、これだけの集積を進めることができたものと考えております。

また、本町農業委員会におきましては、高齢農家や不在地主などからの営農に対する相談に随時応じており、場合によっては、担当委員とともに、担い手農家との調整役を務めるなどの対応を取っております。現時点では、中間管理制度の活用や農業委員会の取組みで十分と考えておりますが、今後は、これまで不十分であった住民への情報発信を徹底し、農地の情報把握に努め、担い手農家に結びつけるなど、荒廃の拡大を未然に防いでまいりたいと考えております。

最後に、農家の若返りのために、かみなか農楽舎のような就農支援の取組みができないかとのご質問でございますが、議員ご指摘のかみなか農楽舎は、都市部からの若者の就農、定住を促進し、地域集落を活性化することを目的に、平成14年に、若狭町、地元農家、民間企業が共同出資して、米や野菜の生産、加工のほ

か農業体験事業など、多角的な農業経営に取り組んでいる農業生産法人でございます。これまでに、県内外から50名の若者が研修に参加され、そのうち当法人の社員となられた方を含め25名の方が若狭町に定住、就農されていると聞いております。

かみなか農楽舎が優良事例であることは間違いございませんが、本町における同様の取組みにつきましては、現在の財政状況や研修施設等設立後の運営のことを考えますと、非常に難しいと考えております。このような中、福井県におきまして、稲作を学ぶ「越前若狭田んぼ道場」、また、野菜や花きなどの園芸を学ぶ「ふくい園芸カレッジ」といった、将来の担い手を育成するための研修制度もございますので、本町での就農を希望する方に対しましては、これらの制度を紹介し、支援してまいりたいと考えております。IターンやJターンなど、新たな人口の確保は、本町にとりましても重要な課題であり、過去には、東京での就労フェアに参加し、本町での就農を希望する首都圏の若者を担い手農家とマッチングさせたこともございましたが、諸事情により就農・定住には至りませんでした。

現在は、平成30年に、稲作農家並びに園芸農家として新たに就農された2名の方が、国の農業次世代人材投資資金を活用しながら、経営の安定に努められております。しかし、その後、新規就農される方はおられず、また、本町における担い手農家の平均年齢も70歳と、全国平均の67歳よりも3歳高く、農家の高齢化も進んできており、新たな担い手の確保が本町農業における喫緊の課題となっております。

今後は、県をはじめとする関係機関を交えながら、これまで以上に農家の声を聞く機会を設け、本町農業が産業として継続するよう、また、美しい田園風景が維持できるよう、足腰の強い農業を確立するために必要な施策等について、農家の皆様と一緒に考えてまいります。また、若者にとりまして魅力的な職業となるよう、人口知能などの先端技術を活用したスマート農業を推進するなど、時代に即した農業の振興に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（笠原秀樹君） 小松高宏君。

○1番（小松高宏君） それぞれの質問に対しまして、丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。

ここで最後に、南越前町の支援についてご紹介します。

助成制度の一つとして、担い手の高齢化や負担軽減策として、あぜの草刈り、防除作業の経費を、町内シルバー人材センターを利用することを条件に、事業費の2分の1を助成する。また、新規就農者支援事業として、新たに町内で就農する人を対象に、非農家出身者と条件はありますが、1年目180万円、2年目120万円、3年目60万円の計360万円の支援があります。

このように越前町でも、負担軽減策として、シルバー人材センターを利用して、あぜの草刈りや防除作業、また、鳥獣被害への対策として、電気柵の設置や維持管理費についても、何らかの助成が必要だと考えております。

農業が元気になることは、町が元気になることだと思いますので、手遅れになる前に、国や県、JA、町が三位一体となって、町問題に取り組む必要があると考えますので、今後の施策にご期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（午前10時40分 終了）